

豊川市市民活動総合補償制度Q&A

この制度は、市民のみなさんが安心して、NPO・ボランティア活動、町内会活動など、様々な市民活動に参加できるよう、市が保険料を負担し運営するものです。

○どんなん人が、対象になるの？

- ・市民（市外の居住者を含む）により構成され、市内を中心に活動する市民活動団体（構成員5名以上）が、市民活動を行う場合の、指導者、スタッフ、参加者の方
- ・市または市に準ずる団体が主催・共催する事業のスタッフ、参加者の方



◆応援者、観覧者、見学者は対象になりますか？

市民活動やボランティア活動をしている人ではないので、対象になりません。

◆市民活動中であれば外国人も対象になりますか？

対象になります。

◆託児ボランティアで一時的に預かった子どもは対象になりますか？

対象になります。ただし、宿泊を伴うものや、子ども同士のケンカによる事故は対象外です。



○補償対象となる市民活動団体になるためには？

補償対象となる市民活動団体は、事故発生時に市または市に準ずる団体によって登録または把握されている必要があります。

町内会、子ども会、老人クラブ、とよかわボランティア・市民活動センター登録団体、(財)豊川市国際交流協会各部会など、すでに登録または把握されている市民活動団体は、新たに登録の必要はありません。

公益活動をされている市民活動団体で登録されていない団体は、市民協働国際課へご相談ください。



○どんな活動が、対象になるの？

- ・ 次に該当する活動で、(1)～(6)すべて満たす活動が対象になります。

地域社会活動、社会福祉活動、保健衛生活動、環境保全活動、青少年健全育成活動、防犯活動、防火・防災活動、交通安全活動、生涯学習活動、市または公共的団体が主催、共催する事業への協力活動

- (1) 活動が計画的・継続的に行われていること
- (2) 無報酬で行われていること（交通費等の実費相当の支給は対象となります。）
- (3) 公共の利益を目的とした自発的な活動であること
- (4) 日本国内の活動であること
- (5) 政治、宗教または営利を目的とする活動でないこと
- (6) 自助的な活動や懇親を目的とした活動でないこと



◆個人で行うボランティア活動は対象になりますか？

原則、5名以上で構成される市民活動団体の活動を対象としています。しかし、市で行政目的の個人ボランティアを募集し、把握しているものは対象とします。例えば、人権交通防犯課の託児ボランティア、保健センターの健康づくり推進員、生涯学習課の生涯学習ボランティア、スポーツ課のスポーツボランティア、市民病院の病院ボランティアなどは対象になります。

◆町内会が行う祭礼行事は対象になりますか？

町内会などが主催する宗教性のない祭礼行事は対象になりますが、各地域で信者・信徒が主催する寺社祭礼については対象となりません。

◆市内居住者が他市に行って活動する場合や市外居住者が本市に来て活動する場合は対象になりますか？

市民活動団体の構成員の方が、団体の活動として参加されている場合には、いずれも対象になります。

◆学校のクラブ活動で、競技又は発表会のために市外遠征する場合は対象になりますか？

学校のクラブ活動は、学校の管理下に該当するため対象となりません。また、生徒の世話をするために遠征に同行する父兄も対象なりません。

◆町内会などの地域と学校が共同で行う行事は対象になりますか？

学校関係者である教師及び生徒は学校の管理下に該当するため対象になりませんが、町内会役員や行事に参加する住民の方は市民活動中のため対象となります。

◆スポーツ活動は対象になりますか？

本制度は、生涯学習や青少年育成あるいは地域交流などを目的として行われる娛樂的なスポーツ活動を対象としています。このため、市が主催等するスポーツ活動（スポーツフェスティバル、事業所対抗、市民体育大会及び地区予選・練習など）に参加している方の事故は対象になります。

地域、職域、学校などを問わず、当該スポーツ活動の競技を目的として組織された団体の管理下での事故は対象になりません。体育協会やスポーツ少年団の加盟団体が行うスポーツ活動に参加している方の事故は対象外です。

また、目的が生涯学習や青少年育成あるいは地域交流などであっても、危険を伴うスポーツ（スカイダイビング、モータースポーツ、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん等）はこの保険の対象なりません。

◆スポーツ活動や盆踊りについて、練習は対象になりますか？

本制度の対象となるスポーツ大会や町内会主催の盆踊りなどで、主催者等の立会いのもとで行う練習は対象になりますが、個人的な練習は対象なりません。

◆親睦目的の会合や旅行は対象になりますか？

単に親睦を目的とする活動は、市民活動と言えないため対象なりません。ただし、子ども会行事の「クリスマス会」や「お楽しみ会」などは、青少年健全育成活動であるため対象になります。

◆市民活動で食中毒が発生した場合は対象になりますか？

法令に基づいて保健所が決定した食中毒事故を対象とします。単なる腹痛や下痢もしくは体調不良は対象なりません。

◆むちうち症・腰痛(ヘルニア等)・テニス肘などは対象になりますか？

医学的他覚所見のないもの（医師が客観的に症状を判断できないケガや病気）、持病により引き起こされた症状（又はその可能性が高い場合）などは対象外です。

◆活動参加者の往復途上の事故は対象になりますか？

活動の主催者及びスタッフの方は対象になりますが、参加者の方は対象なりません。参加者の方が対象とならない理由は、活動とは無関係な不特定多数の方が補償対象になる恐れがあるためです。

○補償の内容は？

【傷害補償】

偶然な事故により活動者が死亡または負傷した場合に補償金が支払われます。ただし、保険適用外負担分については、補償対象外となります。

区分		補 償 額
傷 害 補 償	死亡補償金	200万円 事故日から180日以内
	後遺障害補償金	6万円～200万円 (200万円に障害の程度に応じた率を乗じて得た金額)
	入院補償金	日額 3,000円 事故日から180日以内
	手術補償金 (入院のうえ、手術をした場合のみ)	3万円～12万円 (3,000円に手術の内容に応じた率を乗じて得た金額)
	通院補償金	日額2,000円に通院日数を乗じて得た金額又は医療費明細書(領収書等)の合計金額のうちいずれか低い金額。事故の日から起算して180日までの間において90日を限度

《対象とならない場合》

- 活動者の故意 ○戦争、暴動その他社会的騒乱 ○地震、洪水その他の天災
 - 活動者的心神喪失や持病 ○活動者の犯罪行為や闘争行為
 - 治療にかかる自己負担がない場合
- ※上記以外でも、対象とならない場合があります。

【賠償責任補償】

市民活動中に他人の生命・身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負うとき、補償額の範囲内で補償金が支払われます。ただし、補償額にかかわらず、一万円は自己負担(団体負担)となります。

区分			補償額(上限)	自己負担額
賠 償 責 任 補 償	対人	身体賠償	1名 6,000万円 1事故 3億円	1万円
		財物賠償	1事故 1,000万円 1事故 100万円(主催者の保管物)	

《対象とならない場合》

- 活動者の故意 ○戦争、暴動その他社会的騒乱

- 地震、洪水その他の天災

- 自動車による交通事故

※法律上の賠償責任が団体ではなく、個人にある場合は対象となりません。

※上記以外でも、対象とならない場合があります。

◆他の保険に加入していて、その保険からも給付が受けられる場合、支払保険金の調整はありますか？

[傷害事故の場合]

傷害事故での入通院や手術に自己負担が伴わない場合には、入院補償金、手術補償金及び通院補償金の支払いはありません。

[賠償事故の場合]

他に同一事故で適用となる保険に加入されている場合には、本制度以外の他の保険が優先されます。

また、賠償額が、他の保険の補償金額を超える場合には、その不足分を本制度で補償することとなります。なお、他の保険に加入されていない場合には、最初から本制度が適用されます。



◆賠償事故の被保険者は誰ですか？

本制度の賠償事故については、市民活動中の事故を補償するものであるため、被保険者は市民活動主催者など（町内会などの団体）となり、基本的には個人を補償するものではありません。このため、活動主催者に過失がなく、個人の過失である時は対象となりません。

◆賠償事故の場合、被害者との示談交渉について、保険会社の援助はありますか？

基本的には、被保険者（市民活動主催者など）が解決にあたることになりますが、賠償事故においては責任の有無や賠償額に関して、被保険者と保険会社の連携が必要となりますので、緊密な打ち合わせなど保険会社からの援助、協力があります。

なお、解決の過程において保険会社が必要と認めたときには、被保険者に代わって保険会社が解決に当たる場合もあります。

◆この保険を利用するにあたり、保険料など各団体での負担は必要とりますか？

この保険の掛け金については、みなさまが安心して市民活動に参加していただけるように、市が保険料を負担して運営しています。このため、保険料を負担していく必要はありません。

しかし、賠償事故が発生した場合には、自己負担額が1万円必要となります。これは、契約した保険内容が、小損害については保険制度を利用することなく、被保険者（市民活動主催者など）が自己負担するものとして設定されているためです。

◆この保険制度があれば、今まで加入していた他の保険への加入は必要ではなくなりますか？

本保険制度の担保内容や補償内容は、今までそれぞれの団体が独自で加入されていた保険と全く同じものではありません。

このため、保険内容を比較していただき、今まで加入されていた保険でなければ対象とならないような活動がある場合や、この保険では補償内容が不十分ということである場合は、今まで加入されていた保険など、他の保険への加入についてご検討ください。

○事故が起つてしまった場合には？

◆もし、事故が起つてしまつたら？

まずは、市役所市民協働国際課【0533-89-2165】または活動を把握している部署へご連絡ください。

その後、事故発生日から原則30日以内に、「市民活動[賠償・傷害]事故発生報告書」を提出してください。(事故発生日から30日以内に報告書が提出されない場合、補償制度が適用されないことがあります。)

「市民活動事故[賠償・傷害]発生報告書」は、市ホームページからダウンロードできます。

提出していただく際には、下記のものが必要になります。また、後日、医療機関等(調剤薬局含む)への支払い金額の確認をしますので、領収書(レシート)を必ず保管しておいてください。請求時に領収書等がない場合には請求できませんのでご注意ください。

(1) 事業の参加者名簿、事業のチラシや案内通知(事前に事業が予定されていたことがわかるもの)、事故が起きた場所の地図

(2) 賠償事故の場合には、破損した物の現状記録(写真など)、修理等の見積書
※作成に時間がかかる場合は、まずは報告書のみを早急にご提出ください。

◆ケガを放置し、相当期間経過後に受診した場合の取り扱いは？

原因と結果の因果関係が不明確になるばかりではなく、症状の悪化も考えられます。この場合、市の見解を踏まえ、保険会社が状況の判断を行うこととなりますので、なるべく早めに市役所市民協働国際課へご連絡ください。

◆通院について、病院以外の診療機関も対象になりますか？

接骨院・整骨院などに通院された場合も対象となります。ただし、一部対象となる場合がありますので、詳細については市役所市民協働国際課にお問合せください。

◆事故によって、後遺障害が生じた場合も対象になりますか？

後遺障害補償金の対象となる障害と判断された場合に、保険金が支払われます。ただし、後遺障害が発生した場合、接骨院など病院以外の診療機関ではその証明ができない可能性がありますので、事故が発生したら速やかに病院で医師の診察を受けてください。



◆賠償事故がおきた場合、補償の手続はどのように行いますか？

賠償事故については、責任の有無や賠償額の査定に関して専門知識を要しますので、被害者と話し合う前に必ず保険会社と打ち合わせをすることとなっています。その上で、保険会社が責任の有無を含め対応を判断します。

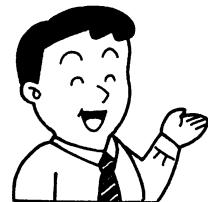
なお、保険会社の承諾なく賠償金を支払ったり、示談されたりすると、保険の一部又は全部の支払を受けることができなくなる場合がありますので、ご注意ください。



◆「市民活動[賠償・傷害]事故発生報告書」の記入方法は？

万が一事故が発生し、連絡をいただいた場合には、「市民活動[賠償・傷害]事故発生報告書」をお渡ししますので、市民活動団体などの代表者の方から市役所市民協働国際課に提出していただきます。

記入方法は、次ページを参考にしてください。



傷害事故記入例

別紙1

令和〇年〇月〇日

受付番号 第_____号
受付担当者_____

豊川市長殿

団体名 △△△△△△△△△
所在地 豊川市諏訪〇丁目〇〇番地
代表者氏名 会長 豊川 太郎

※賠償事故加害者または傷害事故負傷者との関係

(本人・親権者・相続人・その他)

今後の連絡先 (090)-(1234)-(5678)

市民活動〔賠償・傷害〕事故発生報告書

市民活動中に事故が発生しましたので、豊川市市民活動総合補償制度要綱第9条第1項の規定により、ご報告いたします。

賠償事故	加害者	フリガナ 氏名					
		住所	男・女	年齢	歳	連絡先	() - () - ()
		団体名					
傷害事故	被害者	フリガナ 氏名					
		住所	男・女	年齢	歳	連絡先	() - () - ()
		団体名					
活動名	〇〇〇〇〇		活動内容	〇〇町内会主催の〇〇〇大会準備			
事故発生日	令和〇年〇月〇日		発生場所	豊川市諏訪一丁目 豊川公園内			
疾病名	右手首骨折		治療見込 期間	入院見込 日間			
病院名	豊川市民病院		医師名	愛知 太郎			
病院住所	豊川市八幡町野路23番地		連絡先 (0533)-(86)-(1111)				
事故発生状況	できるかぎり詳しく記載して下さい。 〇〇〇大会の準備中、階段を踏み外して転倒し、右手首を骨折した。						
主催者または目撃者の事故証明	フリガナ 氏名	トヨカワ シロウ 豊川 四郎					
	住所	豊川市諏訪西町二丁目〇番地		連絡先 (0533)-(89)-(2111)			
事務局記載欄	その他 ・ケガをされた方が参加していたことが分かる「選手(参加者)名簿」等のコピーを添付してください。						

物損事故記入例

別 紙1

令和〇年 ○月○日

受付番号 第_____号
受付担当者_____

豊川市長 殿

団体名 ○○町内会
所在地 豊川市諏訪〇丁目〇〇番地
代表者氏名 会長 豊川 太郎

※賠償事故加害者または傷害事故負傷者との関係

(本人・親権者・相続人・その他)

今後の連絡先 (090) - (1234) - (5678)

市民活動 [賠償 傷害] 事故発生報告書

市民活動中に事故が発生しましたので、豊川市市民活動総合補償制度要綱第9条第1項の規定により、ご報告いたします。

賠償事故	加害者	フリガナ	氏名 チョウナイカイ カイショウ トヨカワ タロウ ○○町内会 会長 豊川 太郎	
		住所	豊川市諏訪〇丁目〇〇番地 男 女 年齢 68歳 連絡先 (0533) - (89) - (2165)	
		団体名	○○町内会	
	被害者	フリガナ アイチ サブロウ 氏名 愛知 三郎		
住 所	豊川市一宮町豊1番地 男 女 年齢 35歳 連絡先 (0533) - (93) - (3111)			
傷害事故	フリガナ			
	住 所	男・女 年齢 歳 連絡先 () - () - ()		
	団体名			
活動名	町内交流スポーツ大会	活動内容	○○町内会主催の〇〇〇大会	
事故発生日	令和〇年〇月〇日	発生場所	豊川市諏訪一丁目 豊川公園前道路	
疾 病 名		治療見込 期 間	入院見込 日間 通院見込 日間	
病 院 名		医 師 名		
病院住所	連絡先 () - () - ()			
事故発生状況	できるかぎり詳しく記載して下さい。 〇〇大会で打者(諏訪次郎)が打ったボールが、道路を走行中の被害者の車のガラスに当たり、ガラスを損傷した。			
主催者または目撃者の事故証	フリガナ	トヨカワ シロウ 氏名 豊川 四郎		
	住 所	豊川市諏訪西町二丁目〇番地	連絡先 (0533) 100 111	
事務記載	その他必要書類 ① 被害状況の確認できる写真 (被害部分がわかるもの。自動車の場合は、ナンバーと被害部分が一緒に写った写真も必要) ② 加害者宛ての修理等の見積書 ③ ①、②の作成に時間がかかる場合は、「事故報告書」のみ早急に提出してください。 その他・保険会社より、調査に入る場合があるため、修理を実施する事業所等の連絡先			

人身事故記入例

別 紙1

令和〇年 ○月○日

受付番号 第_____号
受付担当者_____

豊川市長殿

団体名 ○○町内会
所在地 豊川市諏訪〇丁目〇〇番地
代表者氏名 会長 豊川 太郎

※賠償事故加害者または傷害事故負傷者との関係

(本人・親権者・相続人・その他)

今後の連絡先 (090) - (1234) - (5678)

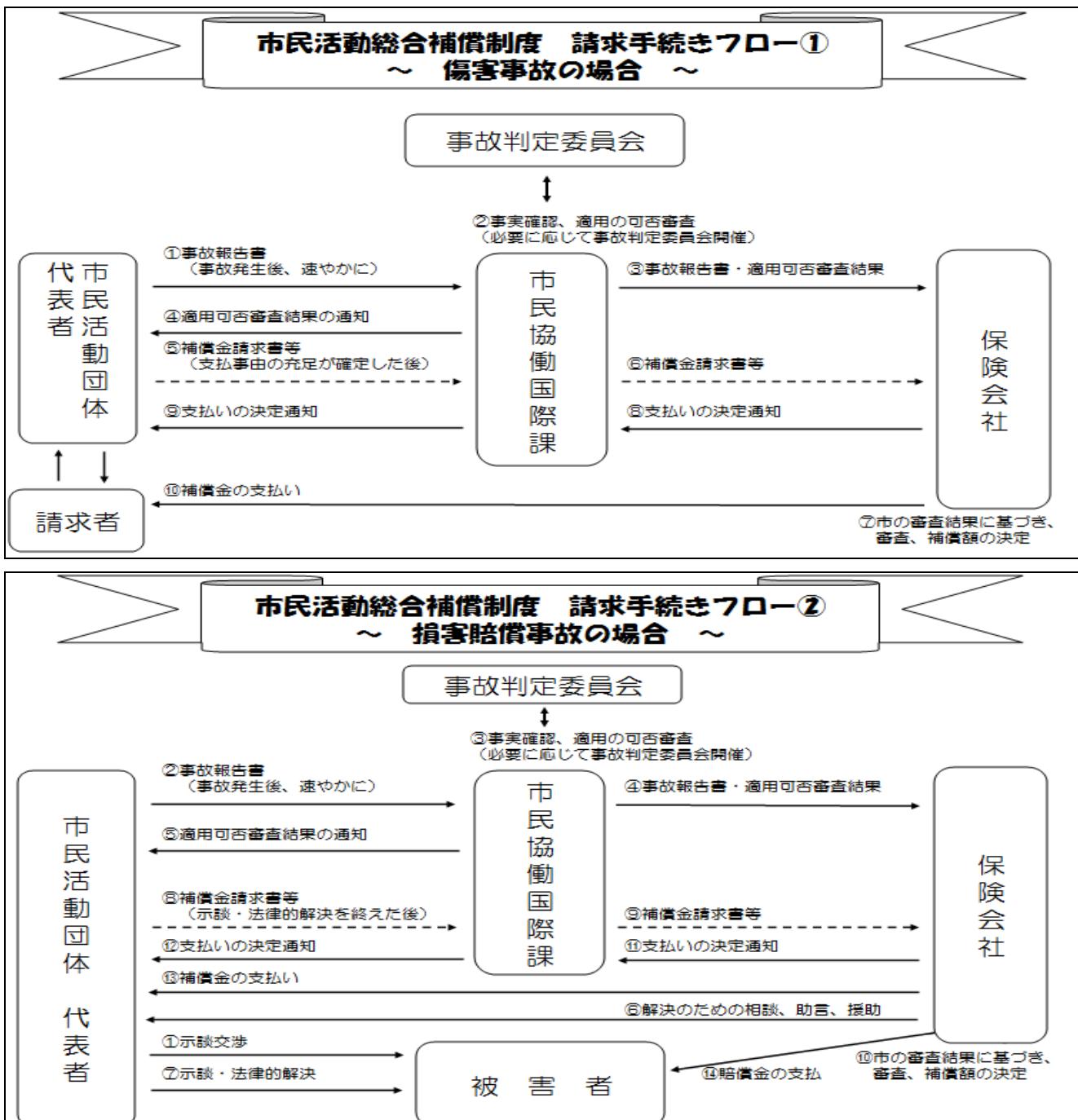
市民活動 [賠償 傷害] 事故発生報告書

市民活動中に事故が発生しましたので、豊川市市民活動総合補償制度要綱第9条第1項の規定により、ご報告いたします。

賠償事故	加害者	フリガナ名	チョウナイカイ カイショウ トヨカワ タロウ ○○町内会 会長 豊川 太郎	
		住所	豊川市諏訪〇丁目〇〇番地 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女 年齢 68歳 連絡先 (0533) - (89) - (2165)	
		団体名	○○町内会	
	被害者	フリガナ名 <input checked="" type="radio"/> 愛知 サブロウ 氏名 三郎		
	住 所 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女 年齢 35歳 連絡先 (0533) - (93) - (3111)			
傷害事故	フリガナ名			
	住 所	男・女 年齢 歳 連絡先 () - () - ()		
	団体名			
活動名	町内交流スポーツ大会	活動内容	○○町内会主催の○○○大会	
事故発生日	令和〇年〇月〇日	発生場所	豊川市諏訪一丁目 豊川公園前道路	
疾病名	右腕打撲	治療見込 期 間	入院見込 日間 通院見込 15 日間	
病院名	豊川市民病院	医師名	市民 太郎	
病院住所	豊川市八幡町野路23番地 連絡先 (0533) - (86) - (1111)			
事故発生状況	できるかぎり詳しく記載して下さい。 ○○○大会で打者(諏訪次郎)が打ったボールが、道路を歩いていた被害者の右腕に当たり負傷した。			
主催者または目撃者の事故証明	フリガナ名	トヨカワ シロウ 豊川 四郎		
	住 所	豊川市諏訪西町二丁目〇番地 連絡先 (0533) - (89) - (2111)		
事務局記載欄	<p>その他</p> <p>・人身事故の場合は内容により異なりますので、事故発生後早急に「事故報告書」のみを、ま ず、ご提出ください。</p> <p>なお、治療費等を支払った場合には、領収書を全て保管しておいてください。</p>			

◆支払いまでの流れ

下記のフローチャートを参考にしてください。



○お問い合わせ・連絡先

〒442-8601

豊川市諏訪1丁目1番地 豊川市市民部市民協働国際課 市民協働係

電話89-2165 F a x 95-0010

E-mail : kyodokokusai@city.toyokawa.lg.jp